

緊急決議

先に制定が強行された中華人民共和国による香港に対する国家安全維持法によって、1997年に香港がイギリス政府から返還された際に約束された「一国二制度」「高度な自治」の50年間の維持が無効化され、香港市民に認められてきた民主主義の原則、人権の尊重、言論や集会の自由が失われた。

また、中華人民共和国の公船等が、わが国の尖閣諸島（沖縄県石垣市）の接続水域内を100日以上航行し続け、領海侵入を繰り返すのみならず、日本漁船を追跡・威嚇し、更には沖ノ鳥島（東京都小笠原村）の排他的経済水域

（EEZ）内で、わが国の抗議を無視して無許可の調査活動を行っている。これらは歴史上、国際法上明確なわが国固有の領土に対する主権の侵害につながる行為であり、断固容認することはできない。

よって、中華人民共和国政府には、国連憲章に則り、基本的人権及び人間の尊厳、並びに大小各国のこれらの普遍的価値に対する信念をあらためて確認し、条約その他の国際法と正義の源泉から生ずる義務を遵守・尊重するとともに、わが国の主権と安全を脅かす行動を直ちに中止し、平和と安定を基調とした世界各国の健全な発展及び真の友好、並びに人類の福祉向上の実現のため、国際社会の法と秩序、信義のもとに行動することを強く求める。

以上、決議する。

令和2年8月2日

自由民主党仙台市区支部連合会